

秋厚労ニュース

NO1961号

2021年6月2日

秋田県厚生連労働組合

秋田市山王5-4-2

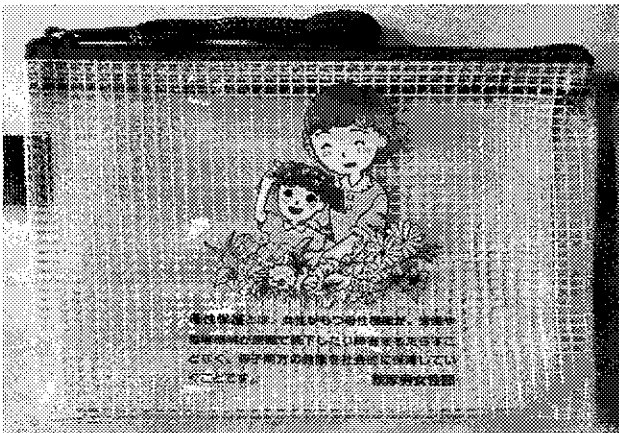
TEL 018(864)3341

FAX 018(864)3349

母性保護月間

6~7月

6~7月は、母性保護月間です。「母性」とは、すべての女性が生まれながらもつ「子どもを産み育てる体の仕組み」のこと。それを社会全体で保障することが「母性保護」です。



秋厚労ハンディポーチ

新型コロナウイルス感染が拡大する中、働く妊婦さんは、職場の作業内容によって、新型コロナウイルスへの不安やストレスを抱える場合が

新型コロナに関する 母性健康管理措置

国が新たに規定

秋厚労女性部は母性保護のアプリールグッズにハンディポーチを作成。母性保護月間の意義を理解してもらえよう組合員全員に配布します。イラストは以前、母性保護月間のポスター用

秋厚労 アプリールグッズにポーチ

全厚労 ポスター・メモ帳

秋厚労は毎年6~7月に「母性保護月間」を設けています。職場を含む社会全体が、母性を保護すること、ひいては将来生まれてくるかもしれない子どもと母親の

健康を守ることは当然のこと。子どもを産むことだけでなく、「産む性」だから生じる月経・更年期などの身体の問題も、保護の対象になります。

「産む性」だから生じる身体の問題も保護の対象

母性健康管理措置

男女雇用均等法により、妊娠中・産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師からの指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようするために必要は措置を講じることが事業主には義務付けられています。

あります。このような場合に母性健康管理を適切に行なうことができるよう、国は新型コロナウイルスに関する措置を新たに規定。妊婦さんは保健指導・健康診査を受けます。その結果その作業等における新型コロナウイルスへの感染のおそれに関するストレスが母体や胎児の健康保持に影響がある

ら指導を受け、事業主に申し出た場合、事業主は必要な対策をしなければなりません。例として、感染のおそれの低い作業への転換又は出勤制限(在宅勤務・休業)が挙げられています。秋厚労は取り組みを通じて改めて母性保護等の制度を利用して健康に働き続けることを訴えていきたいと考えています。



全厚労メモ帳